

## 重要

# 後見制度支援信託のご案内

### 1 制度の目的

後見制度支援信託とは、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産管理面をバックアップする制度です。

### 2 制度の仕組み

後見制度支援信託では、ご本人の財産のうち、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託します。後見人は、日常的な支払をするのに必要十分な金銭のみを預貯金等として管理することになります。

信託財産を出金する時は、裁判所からの指示書が必要となります。なお、ご本人の支出が収入よりも多くなると見込まれる場合には、裁判所の指示書により、定期的に必要な金額が信託財産から送金されるようにすることもできます。

### 3 家庭裁判所の同制度利用方針

ご本人の財産をより適正に管理するため、預貯金が概ね 1,200 万円以上ある方は、後見制度支援信託を利用していただくか、利用しない場合は専門職後見人（弁護士又はリーガルサポート所属の司法書士）を選任します。

### 4 専門職後見人を選任する場合と後見制度支援信託を利用する場合の専門職後見人の報酬負担

専門職後見人を選任する場合は、後見が終了するまで報酬の負担が続きますが、後見制度支援信託を利用する場合は、専門職後見人の関与する期間が後見制度支援信託利用の適否等を検討し契約に至るまでになります。したがって、専門職後見人を選任する場合に比べ、専門職後見人に対する報酬の負担は軽くなります。

### 5 後見制度支援信託を利用するその他の利点

親族後見人が手元で管理する財産が少なくて済むため、家庭裁判所に対する後見事務報告の負担が軽減されます。また、銀行等の管理により、財産管理の透明性が増し、他の親族の理解を得られやすくなります。

\* 後見制度支援信託制度の詳しい内容につきましては、裁判所に来ていただく日に DVD 等で説明いたします。

(27.10.6)